

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年 1月25日提出
【発行者名】	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 石井 孝典
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関一丁目 4番 2号 大同生命霞が関ビル
【事務連絡者氏名】	清水 達也
【電話番号】	03-5510-8550
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	M F S 日本株ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額（1兆円を上限とします）
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年1月25日付にて半期報告書を提出すること等に伴い、平成22年7月23日付にて関東財務局長宛に提出した有価証券届出書の記載内容の訂正を行うため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

下線部__は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

5【運用状況】

以下の部分について直近日の数字に更新いたします。

(1)【投資状況】

資産別及び地域別の投資状況は、以下のとおりです。

(平成22年11月30日現在)

資産の種類	時価(千円)	投資比率
株式	787,826	98.1%
内 日本	787,826	98.1%
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	15,439	1.9%
純資産総額	803,266	100.0%

(注1) 金額は単位未満切り捨て、投資比率は小数点以下第2位を四捨五入してあります。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注3) 有価証券の内書きの時価及び投資比率は発行地別の内訳です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】(上位30銘柄)

平成22年11月30日現在

種類	銘柄名	国名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率	
1	株式	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	14,400	3,669.80	52,845,120	3,220	46,368,000	5.77%
2	株式	日揮	日本	建設業	23,000	1,620.90	37,280,700	1,621	37,283,000	4.64%
3	株式	三菱商事	日本	卸売業	17,500	2,308.13	40,392,275	2,116	37,030,000	4.61%
4	株式	三井住友フィナンシャルグループ	日本	銀行業	14,000	3,272.00	45,808,000	2,569	35,966,000	4.48%
5	株式	コニカミノルタホールディングス	日本	電気機器	40,000	1,113.36	44,534,400	862	34,480,000	4.29%
6	株式	KDDI	日本	情報・通信業	70	461,642.06	32,314,944	478,500	33,495,000	4.17%
7	株式	グローリー	日本	機械	16,200	2,363.08	38,281,896	1,990	32,238,000	4.01%
8	株式	東日本旅客鉄道	日本	陸運業	6,300	6,680.00	42,084,000	5,000	31,500,000	3.92%
9	株式	ヤマトホールディングス	日本	陸運業	28,500	1,364.12	38,877,420	1,059	30,181,500	3.76%
10	株式	オービック	日本	情報・通信業	1,680	18,651.68	31,334,822	15,120	25,401,600	3.16%
11	株式	信越化学工業	日本	化学	5,700	4,952.95	28,231,815	4,090	23,313,000	2.90%
12	株式	リコー	日本	電気機器	19,000	1,647.00	31,293,000	1,181	22,439,000	2.79%
13	株式	東京瓦斯	日本	電気・ガス業	61,000	387.35	23,628,706	365	22,265,000	2.77%
14	株式	参天製薬	日本	医薬品	7,100	2,990.00	21,229,000	2,879	20,440,900	2.54%
15	株式	デンソー	日本	輸送用機器	7,200	2,670.75	19,229,400	2,733	19,677,600	2.45%
16	株式	富士通	日本	電気機器	35,000	588.30	20,590,600	537	18,795,000	2.34%
17	株式	野村総合研究所	日本	情報・通信業	10,600	2,166.29	22,962,674	1,688	17,892,800	2.23%
18	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	銀行業	44,100	503.41	22,200,381	396	17,463,600	2.17%
19	株式	国際石油開発帝石	日本	鉱業	40	569,675.38	22,787,015	430,500	17,220,000	2.14%
20	株式	四国電力	日本	電気・ガス業	6,800	2,447.52	16,643,136	2,435	16,558,000	2.06%
21	株式	野村ホールディングス	日本	証券・商品先物 取引業	31,600	672.28	21,244,048	482	15,231,200	1.90%
22	株式	みらかホールディングス	日本	サービス業	5,000	2,909.19	14,545,950	2,972	14,860,000	1.85%
23	株式	ブリヂストン	日本	ゴム製品	9,400	1,557.62	14,641,628	1,542	14,494,800	1.80%
24	株式	千葉銀行	日本	銀行業	28,000	584.52	16,366,560	487	13,636,000	1.70%
25	株式	日本たばこ産業	日本	食料品	47	311,383.33	14,635,016	285,400	13,413,800	1.67%
26	株式	ヤマダ電機	日本	小売業	2,200	6,283.19	13,823,018	5,320	11,704,000	1.46%
27	株式	三菱地所	日本	不動産業	8,000	1,521.95	12,175,600	1,412	11,296,000	1.41%
28	株式	HOYA	日本	精密機器	4,600	2,504.25	11,519,550	1,974	9,080,400	1.13%
29	株式	日本テレビ放送網	日本	情報・通信業	810	12,686.81	10,276,316	11,010	8,918,100	1.11%
30	株式	三井不動産	日本	不動産業	6,000	1,586.49	9,518,940	1,482	8,892,000	1.11%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

業種別比率

平成22年11月30日現在

種類	業種	投資比率
株式	電気機器	11.35%
	情報・通信業	11.17%
	輸送用機器	8.82%
	銀行業	8.35%
	陸運業	7.68%
	機械	5.01%
	化学	4.88%
	電気・ガス業	4.83%
	建設業	4.64%
	卸売業	4.61%
	小売業	3.41%
	保険業	2.98%
	サービス業	2.82%
	食料品	2.69%
	ゴム製品	2.63%
	医薬品	2.54%
	不動産業	2.51%
	鉱業	2.14%
	精密機器	1.96%
	証券、商品先物取引業	1.90%
その他金融業	0.62%	
鉄鋼	0.53%	
	合計	98.08%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

年月日	1万口当たりの純資産価額（円）	純資産総額（百万円）
2001年4月25日（第1期）	8,335	2,669
2002年4月25日（第2期）	7,230	2,062
2003年4月25日（第3期）	6,106	1,477
2004年4月26日（第4期）	9,766	3,337
2005年4月25日（第5期）	8,594	2,361
2006年4月25日（第6期）	11,833	2,970
2007年4月25日（第7期）	11,014	2,313
2008年4月25日（第8期）	9,332	1,628
2009年4月27日（第9期）	5,783	970
2009年11月末日	6,114	958
2009年12月末日	6,515	994
2010年1月末日	6,408	961
2010年2月末日	6,343	942
2010年3月末日	6,901	1,018
2010年4月26日（第10期）	7,032	1,021
2010年4月末日	7,003	1,014
2010年5月末日	6,270	895
2010年6月末日	5,970	851
2010年7月末日	5,956	848
2010年8月末日	5,599	789
2010年9月末日	5,770	804
2010年10月末日	5,677	773
2010年11月末日	5,988	803

（注）金額は単位未満切り捨てしてあります。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1期 (平成12年4月26日～平成13年4月25日)	16.65%
第2期 (平成13年4月26日～平成14年4月25日)	13.26%
第3期 (平成14年4月26日～平成15年4月25日)	15.55%
第4期 (平成15年4月26日～平成16年4月26日)	59.94%
第5期 (平成16年4月27日～平成17年4月25日)	12.00%
第6期 (平成17年4月26日～平成18年4月25日)	37.69%
第7期 (平成18年4月26日～平成19年4月25日)	6.92%
第8期 (平成19年4月26日～平成20年4月25日)	15.27%
第9期 (平成20年4月26日～平成21年4月27日)	38.03%
第10期 (平成21年4月28日～平成22年4月26日)	21.60%
第11期中間計算期間 (平成22年4月27日～平成22年10月26日)	18.43%

(注1) 収益率は以下の計算式により算出しております。ただし、第1期については前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額(10,000円)を用いております。

$$\text{収益率} = (\text{当期末基準価額} - \text{前期末基準価額}) \div \text{前期末基準価額} \times 100$$

(注2) 収益率は小数点以下第3位を四捨五入してあります。

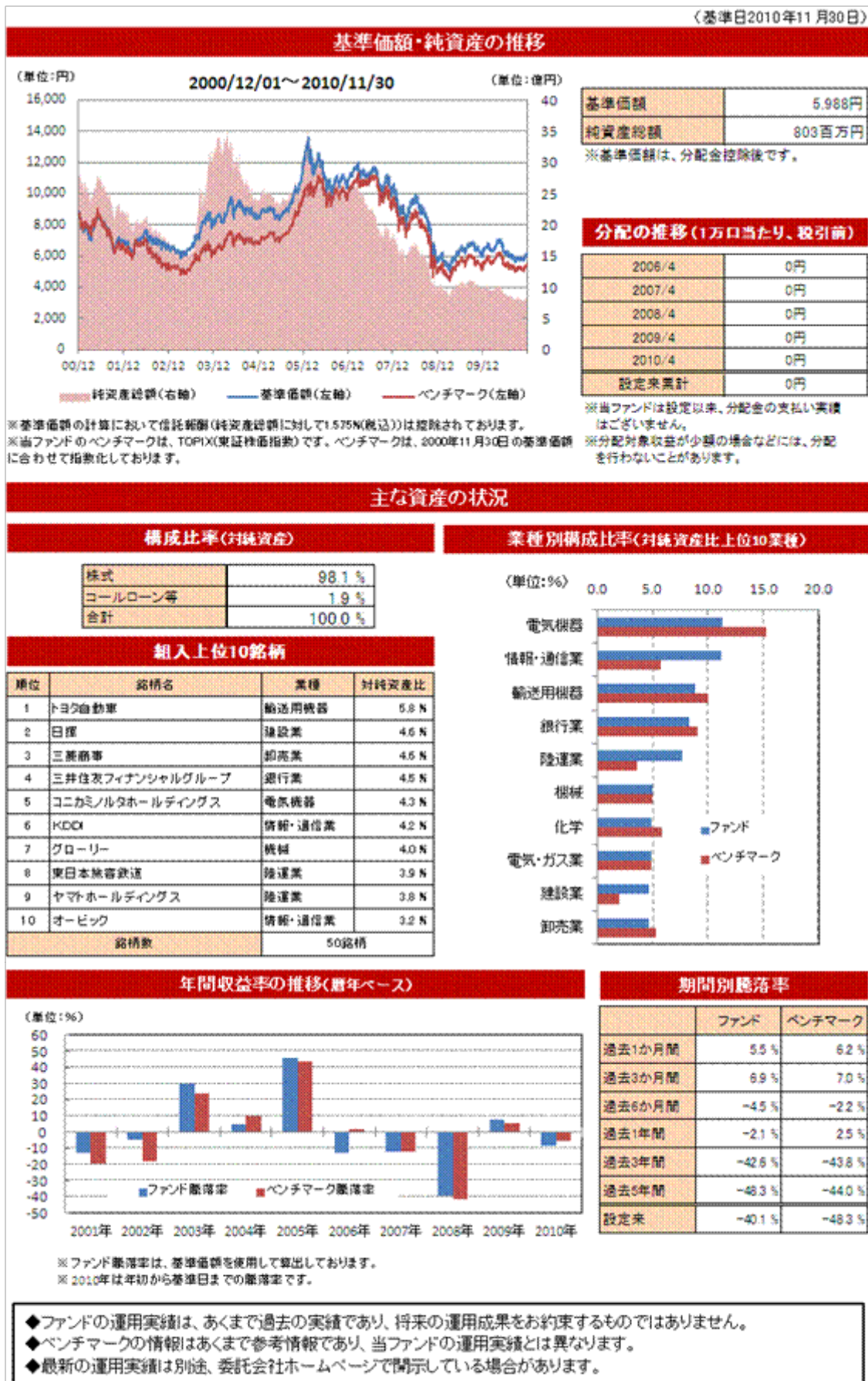
(4) 【設定及び解約の実績】

日本における設定・解約は次の通りです。

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）	残高（口）
第1期 （平成12年4月26日～平成13年4月25日）	3,938,702,781	735,754,102	3,202,948,679
第2期 （平成13年4月26日～平成14年4月25日）	419,466,710	769,155,534	2,853,259,855
第3期 （平成14年4月26日～平成15年4月25日）	119,294,390	552,965,612	2,419,588,633
第4期 （平成15年4月26日～平成16年4月26日）	3,391,981,057	2,394,084,791	3,417,484,899
第5期 （平成16年4月27日～平成17年4月25日）	664,526,419	1,333,766,874	2,748,244,444
第6期 （平成17年4月26日～平成18年4月25日）	655,106,058	892,840,957	2,510,509,545
第7期 （平成18年4月26日～平成19年4月25日）	234,527,983	644,240,591	2,100,796,937
第8期 （平成19年4月26日～平成20年4月25日）	110,254,176	466,082,336	1,744,968,777
第9期 （平成20年4月26日～平成21年4月27日）	91,933,689	158,947,112	1,677,955,354
第10期 （平成21年4月28日～平成22年4月26日）	41,450,441	267,181,072	1,452,224,723
第11期中間計算期間 （平成22年4月27日～平成22年10月26日）	14,531,768	98,384,470	1,368,372,021

（注）第1期の設定数量には、当初募集口数（1,602,160,338口）を含みます。

<参考情報> 運用実績（基準日 2010年11月30日）



第3【ファンドの経理状況】

<訂正前>

1)～2) (省略)

<訂正後>

1)～2) (省略)

3) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。ただし、前中間計算期間（平成21年4月28日から平成21年10月27日まで）の中間財務諸表については、改正前の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに「投資信託財産の計算に関する規則」に基づき、当中間計算期間（平成22年4月27日から平成22年10月26日まで）の中間財務諸表については、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに「投資信託財産の計算に関する規則」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間計算期間（平成21年4月28日から平成21年10月27日まで）及び当中間計算期間（平成22年4月27日から平成22年10月26日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

原届出書に下記の間接財務諸表が追加されます。

中間財務諸表
【MFS日本株ファンド】
（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前中間計算期間 （平成21年10月27日現在）	当中間計算期間 （平成22年10月26日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	876,921	114,747
コール・ローン	12,000,000	12,000,000
株式	1,020,110,500	770,629,000
未収入金	62,095,370	19,509,385
未収配当金	8,498,816	8,034,980
未収利息	16	9
流動資産合計	1,103,581,623	810,288,121
資産合計	1,103,581,623	810,288,121
負債の部		
流動負債		
未払金	53,781,076	11,833,767
未払解約金	1,903,188	6,280,923
未払受託者報酬	560,872	453,246
未払委託者報酬	7,852,100	6,345,351
その他未払費用	560,803	453,178
流動負債合計	64,658,039	25,366,465
負債合計	64,658,039	25,366,465
純資産の部		
元本等		
元本	1,603,082,786	1,368,372,021
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	564,159,202	583,450,365
純資産合計	1,038,923,584	784,921,656
負債純資産合計	1,103,581,623	810,288,121

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自 平成21年 4月28日 至 平成21年10月27日	当中間計算期間 自 平成22年 4月27日 至 平成22年10月26日
営業収益		
受取配当金	8,342,238	9,059,830
受取利息	4,036	2,907
有価証券売買等損益	118,253,022	187,261,370
その他収益	210	150
営業収益合計	126,599,506	178,198,483
営業費用		
受託者報酬	560,872	453,246
委託者報酬	7,852,100	6,345,351
その他費用	560,803	453,178
営業費用合計	8,973,775	7,251,775
営業利益又は営業損失（ ）	117,625,731	185,450,258
経常利益又は経常損失（ ）	117,625,731	185,450,258
中間純利益又は中間純損失（ ）	117,625,731	185,450,258
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	7,461,152	9,495,491
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	707,524,267	431,037,502
剰余金増加額又は欠損金減少額	41,505,142	29,252,921
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	41,505,142	29,252,921
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,304,656	5,711,017
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,304,656	5,711,017
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	564,159,202	583,450,365

[次へ](#)

(3)中間注記表

(中間財務諸表作成の基本となる重要な事項に関する注記)

	前中間計算期間 自 平成21年4月28日 至 平成21年10月27日	当中間計算期間 自 平成22年4月27日 至 平成22年10月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における中間計算期間末日の最終相場で評価しております。	株式 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には、予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。	受取配当金 同左
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドの中間計算期間は、原則として毎年4月26日から翌年4月25日までとしておりますが、前計算期間末日が休業日のため、当中間計算期間は平成21年4月28日から平成21年10月27日までとなっております。	ファンドの中間計算期間 当ファンドの中間計算期間は、原則として毎年4月26日から翌年4月25日までとしておりますが、前計算期間末日が休業日のため、当中間計算期間は平成22年4月27日から平成22年10月26日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

	前中間計算期間 （平成21年10月27日現在）	当中間計算期間 （平成22年10月26日現在）
1. 当該中間計算期間の末日における受益権総数	1,603,082,786口	1,368,372,021口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 564,159,202円	元本の欠損 583,450,365円
3. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.6481円 （6,481円）	0.5736円 （5,736円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

前中間計算期間 自 平成21年4月28日 至 平成21年10月27日	当中間計算期間 自 平成22年4月27日 至 平成22年10月26日
欠損金減少額及び欠損金増加額 中間一部解約に伴う欠損金減少額及び中間追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損金増加額及び欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	欠損金減少額及び欠損金増加額 同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	前中間計算期間 （平成21年10月27日現在）	当中間計算期間 （平成22年10月26日現在）
1．中間貸借対照表計上額、時価および差額		中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定の方法		株式につきましては、中間財務諸表作成の基本となる重要な事項に関する注記に記載しております。その他の科目につきましては、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明		金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（関連当事者との取引に関する注記）

前中間計算期間 自 平成21年4月28日 至 平成21年10月27日	当中間計算期間 自 平成22年4月27日 至 平成22年10月26日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

前中間計算期間 自 平成21年4月28日 至 平成21年10月27日	当中間計算期間 自 平成22年4月27日 至 平成22年10月26日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1. 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における元本額の変動

	前中間計算期間 自 平成21年 4月28日 至 平成21年10月27日	当中間計算期間 自 平成22年 4月27日 至 平成22年10月26日
期首元本額	1,677,955,354円	1,452,224,723円
期中追加設定元本額	23,678,324円	14,531,768円
期中一部解約元本額	98,550,892円	98,384,470円

2. 有価証券関係

前中間計算期間（平成21年10月27日現在）

該当事項はありません。

当中間計算期間（平成22年10月26日現在）

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

前中間計算期間（自平成21年 4月28日 至平成20年10月27日）

当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当中間計算期間（自平成22年 4月27日 至平成22年10月26日）

当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下の情報に更新されます。

【純資産額計算書】

平成22年11月30日現在

資産総額	809,849,513円
負債総額	6,583,245円
純資産総額（ - ）	803,266,268円
発行済数量	1,341,512,267口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5988円
（1万口当たり純資産額）	5,988円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。平成22年5月末日現在、委託会社が運用指図を行っている証券投資信託は、合計11本で、純資産総額は1,531億44百万円です。

< 訂正後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。平成22年11月末日現在、委託会社が運用指図を行っている証券投資信託は、合計13本で、純資産総額は2,067億54百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるエムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は改正前の財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき、当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は改正後の財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について監査法人トーマツによる監査を受けており、当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

<訂正後>

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるエムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

なお、第12期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき、第13期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について監査法人トーマツによる監査を受けており、第13期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第14期事業年度に係る中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間財務諸表につ

いては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

本項については、原届出書の財務諸表の後に下記の間接財務諸表が追加されます。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

科 目	第14期中間会計期間 (平成22年9月30日現在)	
	金額	構成比
(資産の部)		%
流動資産		
預金	710,434	
前払費用	25,795	
未収入金	3,331	
未収委託者報酬	98,030	
未収運用受託報酬	826,770	
未収収益	16,722	
流動資産計	1,681,085	91.4
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1 46,034	
器具備品	*1 8,089	
リース資産	*1 3,245	
有形固定資産合計	57,369	
無形固定資産		
電話加入権	2,853	
ソフトウェア	460	
無形固定資産合計	3,313	
投資その他の資産		
投資有価証券	0	
差入保証金	98,428	
投資その他の資産合計	98,428	
固定資産計	159,111	8.6
資産合計	1,840,197	100.0

科 目	第14期中間会計期間 (平成22年9月30日現在)	
	金額	構成比
(負債の部)		
流動負債		
未払金		
未払手数料	6,519	
その他未払金	26,570	
未払金計	33,089	
未払費用	2,107	
未払法人税等	2,473	
未払消費税等	*2 31,309	
関係会社未払金	870,052	
リース債務	708	
流動負債計	939,741	51.1
固定負債		
リース債務	2,537	
資産除去債務	31,451	
繰延税金負債	4,956	
固定負債計	38,945	2.1
負債合計	978,686	53.2
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	495,000	26.9
資本剰余金		
資本準備金	230,000	12.5
資本剰余金合計	230,000	
利益剰余金		
利益準備金	66,250	
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	70,260	
利益剰余金合計	136,510	7.4
株主資本合計	861,510	46.8
純資産合計	861,510	46.8
負債・純資産合計	1,840,197	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

科 目	第14期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日		
	内訳	金額	百分比
営業収益			%
委託者報酬		375,033	
運用受託報酬		1,165,659	
投資助言報酬		181,332	
業務受託料		16,111	
営業収益計		1,738,136	100.0
営業費用			
支払手数料		14,171	
広告宣伝費		628	
調査費			
委託調査費	763,260	763,260	
委託計算費		17,634	
営業雑経費			
通信費	3,142		
協会費	789		
諸会費	1,783		
その他	51,234	56,949	
ファンド支弁費用		2,817	
営業費用計		849,827	48.9
一般管理費			
給料			
役員報酬	13,938		
給料・手当	198,989		
賞与	80,372	293,301	
福利厚生費		51,168	
交際費		1,983	
旅費交通費		16,643	
租税公課		712	
事業税		2,328	
事業所税		366	
不動産賃借料		57,984	
退職給付費用		6,733	

科 目	第14期中間会計期間		
	自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日		
	内訳	金額	百分比
固定資産減価償却費 *1		6,430	
器具備品賃借料		776	
器具備品費		543	
消耗品費		486	
修繕費		4,677	
顧問料		28,390	
求人費		2,850	
図書費		665	
諸経費		10,215	
保険料		2,532	
経営管理料		65,651	
その他手数料		2,530	
一般管理費計		556,972	32.0
営業利益		331,336	19.1
営業外収益			
サービス契約に基づく分配金 *2		204,681	
為替差益		2,520	
雑益		52	
営業外収益計		207,254	11.9
営業外費用			
支払利息		5,016	
雑損		5	
営業外費用計		5,021	0.3
経常利益		533,569	30.7
特別損失			
投資有価証券売却損		83,534	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		17,868	
特別損失計		101,403	
税引前中間純利益		432,166	24.9
法人税、住民税及び事業税	145		
過年度法人税等還付税額	1,950		
法人税等調整額	3,655	1,849	0.1
中間純利益		430,316	24.8

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	495,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	230,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	230,000
資本剰余金合計	前期末残高	230,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	230,000
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	66,250
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	66,250
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	360,055
	当中間期変動額	中間純利益
	当中間期末残高	70,260
利益剰余金合計	前期末残高	293,805
	当中間期変動額	430,316
	当中間期末残高	136,510
株主資本合計	前期末残高	431,194
	当中間期変動額	430,316
	当中間期末残高	861,510
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	97,673
	当中間期変動額（純額）	97,673
	当中間期末残高	-
評価・換算差額等合計	前期末残高	97,673
	当中間期変動額（純額）	97,673
	当中間期末残高	-
純資産合計	前期末残高	528,867
	当中間期変動額	332,642
	当中間期末残高	861,510

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第14期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日				
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>その他有価証券 - 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>その他有価証券 - 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>				
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="751 972 1145 1048"> <tr> <td>建物</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～8年</td> </tr> </table> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	建物	6～15年	器具備品	4～8年
建物	6～15年				
器具備品	4～8年				
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>				
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>				

項目	第14期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日
5 . 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、当中間会計期間の営業利益、経常利益はそれぞれ1,400千円、税引前中間純利益は19,269千円減少しております。</p>

注記事項

〔中間貸借対照表関係〕

項目	第14期中間会計期間 (平成22年9月30日現在)															
有形固定資産の減価償却累計 *1. 額	<table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>38,736</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>56,435</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><hr/></td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>295</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>95,466</td> <td>千円</td> </tr> </table>	建物	38,736	千円	器具備品	56,435	千円	<hr/>			リース資産	295	千円	合計	95,466	千円
建物	38,736	千円														
器具備品	56,435	千円														
<hr/>																
リース資産	295	千円														
合計	95,466	千円														
消費税及び地方消費税の取扱 *2. い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。															
3. 貸出コミットメント	<p>当社は、自社設定投資信託に追加投資を行う目的で、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーとの間で30億円を上限とする借入に合意しております。当中間会計期間末における借入限度額及び借入実行残高等は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>借入限度額</td> <td>3,000,000</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>-</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><hr/></td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>3,000,000</td> <td>千円</td> </tr> </table>	借入限度額	3,000,000	千円	借入実行残高	-	千円	<hr/>			差引額	3,000,000	千円			
借入限度額	3,000,000	千円														
借入実行残高	-	千円														
<hr/>																
差引額	3,000,000	千円														

〔中間損益計算書関係〕

項目	第14期中間会計期間	
	自 平成22年4月 1日	至 平成22年9月30日
*1. 減価償却実施額	有形固定資産	6,306 千円
	無形固定資産	123 千円
	合計	6,430 千円
*2. サービス契約に基づく分配金	当該分配金は、自己資金を投資している投資信託の価格変動リスクに対するヘッジ委託を目的とした、親会社との間で締結したサービス契約に基づく分担金であります。	

〔中間株主資本等変動計算書関係〕

項目	第14期中間会計期間														
	自 平成22年4月 1日														
	至 平成22年9月30日														
発行済株式に関する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>前事業年度末</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当中間会計期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式</td> <td>9,900</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>9,900</td> </tr> </tbody> </table>					株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期末	普通株式	9,900	-	-	9,900
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期末											
普通株式	9,900	-	-	9,900											

〔リース取引関係〕

第14期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（借主側）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（1）リース資産の内容

有形固定資産

複写機、ファクシミリ、プリンターの機能を兼ね備えた複合機であります。

（2）リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2.オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	102,435	千円
1年超	187,798	千円
	<u>290,234</u>	<u>千円</u>

〔金融商品関係〕

第14期中間会計期間（平成22年9月30日現在）

金融商品の時価に関する事項

平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	710,434	710,434	-
(2) 未収委託者報酬	98,030	98,030	-
(3) 未収運用受託報酬	826,770	826,770	-
(4) 差入保証金	98,428	90,204	8,224
資産計	1,733,664	1,725,439	8,224
(1) 未払金	33,089	33,089	-
(2) 関係会社未払金	870,052	870,052	-
(3) 資産除去債務	31,451	31,451	-
負債計	934,594	934,594	-

（注）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、将来キャッシュフローを適切な安全利子率で割引いております。

負債

(1) 未払金

未払金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）関係会社未払金

関係会社未払金は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、外貨建ての部分については、期末日の公示外国為替相場により換算し、帳簿価額としております。

（3）資産除去債務

資産除去債務は、将来キャッシュフローを利付国債利率で割引いた現在価値で計上していることから、当該帳簿価額によっております。

〔有価証券関係〕

第14期中間会計期間（平成22年9月30日現在）

重要性が乏しいので注記を省略しております。

〔デリバティブ取引関係〕

第14期中間会計期間（平成22年9月30日現在）

当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

〔資産除去債務関係〕

第14期中間会計期間（平成22年9月30日現在）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当中間会計期間における総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	31,160	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	千円
その他	291	千円
当中間会計期間末残高	31,451	千円

（注）「資産除去債務に関する会計基準（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を、当中間会計期間から適用しているため、前事業年度末日における残高に代えて、当中間期間の期首における残高を記載しております。

〔セグメント情報等〕

第14期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

セグメント情報

当社は投資運用関連の単一セグメントである為、記載を省略いたしております。

関連情報

1．サービスごとの情報

当社は資産運用関連の区分の外部顧客に対する営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	米国	英国	合計
1,540,692	181,332	16,111	1,738,136

(2) 有形固定資産

当社は本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客 / ファンドの名称	営業収益
年金積立金管理運用独立行政法人	205,508
MFS外国株ファンド（非課税適格機関投資家専用） （注1）	199,322
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	181,332

（注1）当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

第14期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報）

第14期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

第14期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針20号 平成20年3月21日）を適用しております。

〔1株当たり情報〕

項目	第14期中間会計期間	
	自 平成22年4月 1日	至 平成22年9月30日
1株当たり純資産額	87,021円24銭	
1株当たり中間純利益金額	43,466円29銭	

（注）

1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第14期中間会計期間	
	自 平成22年4月 1日	至 平成22年9月30日
中間純利益	430,316千円	
普通株主に帰属しない金額		
普通株式にかかる中間純利益	430,316千円	
期中平均株式数	9,900株	

〔重要な後発事象〕

第14期中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月16日

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉益裕二	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木吉彦	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMFS日本株ファンドの平成21年4月28日から平成21年10月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MFS日本株ファンドの平成21年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年4月28日から平成21年10月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月15日

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会

御中

監査法人 トー マ ツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉益裕二	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木吉彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているエムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月27日

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉益裕二	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木吉彦	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMFS日本株ファンドの平成22年4月27日から平成22年10月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MFS日本株ファンドの平成22年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成22年4月27日から平成22年10月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉益裕二	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木吉彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているエムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。

この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月20日

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉益裕二	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木吉彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているエムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。